

II
20

昭和二十一年八月

教科書に関する調査資料十七

2-

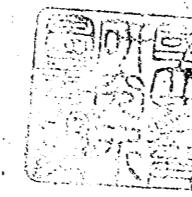
開口 10

修身（公民）教科書に關する意見の概要

教科書協議會彙報五

教科書局調査課

教科書局では新教科書編纂の参考に資せんが爲、過般來、中央と地方に於いて逐次教科書協議會を開催して來たが、本調査書は「修身（公民）教科書協議會」の議事に、地方協議會での修身（公民）教科書に關する意見を加へてとりまとめたものである。



卷へがき……………
 一、修身（公民）教科書の必要性の有無についての意見……………
 二、修身（公民）教科書の教材についての意見……………
 三、修身（公民）教科書の形態についての意見……………
 四、教師用書についての意見……………
 五、その他の意見……………
 一一〇九七三三一頁

1

まへがき

一、修身（公民）教科書協議會の日程、出席者、協議事項は次の通りである。

- (一) 日程、昭和二十一年七月九日 十三時十五時、文部省に於て。
 (二) 出席者、三十二名。東京・千葉・埼玉・神奈川の四都縣より參集者を求める、その人選は概ね都縣當局に委嘱した。氏名は畧するが、その職による員數別は次の通りである。

國民學校關係十七、中等學校關係三、視學官二、文部省關係、十、

(三) 協議事項

- 1、從來のやうな修身教科書はあつた方がよいと考へますか。それともない方がよいと考へますか。
 (1) もしあつた方がよいとすれば、それはどういふ理由によりますか。
 (2) もしない方がよいとすれば、それはどういふ理由によりますか。
 2、從來の修身教科書の中で残して置きたいと思ふ教材がありますか。

3

、從來の教科書で児童の生活や心理から見てむりだと思はれる教材はどのやうなものでせうか。

4、將來公民教科書は必要と思ひますか。不必要と思ひますか。

(1) 必要だとすれば、その理由は？

(2) どういふ形態の？

(3) どういふ教材の？

(4) 不必要だとすれば、その理由は？

(5) 何か新しい形態の教科書をお考へですか？

(6) 紹材はどうでせうか？

二、地方協議會は、去る五・六月の間、東北（東北六縣）・近畿（近畿四府縣）・四國（四國四縣）の三ブロックで、各科教科書について総合的な議題によつて實施した。その出席者は、國民、青年、中等、師範の各學校、視學視學官、新聞その他文化團體關係者等、各方面より

2

求めた。

三、出席者の意見をまとめるに當つては、氏名を署し、意見の要旨を記するに止めた。又、節や項目は議事の實際に即して大まかに分けることにした。

一、修身（公民）教科書の必要性の有無についての意見

從來のやうな修身教科書はあつた方がよいかどうか、又將來修身（公民）教科書は必要であるかどうか、この問題に關する意見は一聯のものであるので、ここに一括することとした。

（教師用書についての意見は總べて第四節に譲る。）

ごく大ざつぱにいふと、修身教科書の必要性の有無については、これを必要とするものと、不必要とするものとがあり、その必要とするものゝ中では、低學年から必要とするものと、低學年はない方がよい（中）高等年から與ふべきであるといふものがある。而して、これらの主張は、何れも、教科書の「必要性」の有無のみを探り上げてゐるといふのではなく、同時に、紹材・内容・その形態乃至教科書觀について

何程かの想定や與件を考へはせており、更に又、その主張の立脚點を日本の現状に置く場合と將來の理想に置く場合、或は純粹に教育的見地からする場合と實際論からする場合、など、その立場によつて、結論に相當のひらきを生じてくる、といふ點を考へると、この問題を徹底的に究明する爲めには、修身一公民一教科書の内容、形態、教育方針等の相關聯する諸問題や、その立脚點を明かにすることが是非必要である、といはなければならぬ。

この意味からいふと、協議會に於ける發言の中には、本調書の中に緒約されてゐることによつて察せられる様に、「理論の展開」であるよりは寧ろ「結論の報告」であつた場合が少くなかつたことは、本問題について推究すべき幾多の問題を識者に課してみると云ふことが出来るのであつて、本問題のために尙周到な検討が重ねられなければならないであらう。

以下各個の所説の要旨を擱げる。

(一) 「從來の修身教科書」は必要かどうか、この問題については、從

來の様な教科書であるならば、不必要とした者が壓倒的に多い。その理由とするところは、從來の教科書は内容がよくなかつた。へこの點については第二第三節參見のこと。一株に教科書も、教授方法も児童の實生活を指導するといふことから離れてゐた、又教師は教科書を授けることを能とし教科書にとらはれてゐた、等である。占めてゐた。その論點は次の様である。

- (1) 脊身が生活から遊離したのは教科書のみの罪ではない。入學試験や採點制があるためであることも考へねばならない。又遊離といへば修身のみが遊離してゐるのではない。
- (2) 児童の道徳生活は家庭の道徳生活と密接不離の關聯にある。教

科書があれば、これによつて、家庭と學校とが訓育上一貫した、擦りどころを得ることになる。

(3) 児童用書が必要とするならば何學年から課するのがよいか、といふ問題が出たのに對しては、

(1) 「低學年から」といふのと、

(2) 「低學年では不要、（中）高學年より與ふべきである」

といふのとの二つの主張があつたがそれらの理由は、

(1) 説の理由については、「子供の心持からして、「教科書は早くからほしがる。」

(2) 説の理由としては、

(3) (い) 「（中）高學年になると、理論的なものや要求する様になる。生活指導はある程度までゆくと止まつて了ふ。そこへ遡す

ると、生活をもつと残り下げようとする要求が起る。」

(4) 低學年では各科を分化せず総合的な大單元の教科書とするのがよい。」（中）高學年になつて分化せしめるのが適切で

ある。といふのである。尙(イ)説と(ロ)説とでは(ロ)説の方に支持者が多かつた。

(三) 尚文部省から、將來は別として、本年度乃至當分は児童用書を作らない方針であることを述べたのに對して、參集者のうちの數名はこれに對し反対意見を述べた。その意見の要旨は次のやうである。

「將來は不必要と思ふが、現在、児童は讀物を欲しても與へられず、又生活の基準を失つてゐる狀態であるから、現在こそ児童用教科書が必要である。」

地方協議會でも、教育的見地から、將來教科書は全然ない方がよいとなした意見が若干出てゐたが、その場合も、教育の現状に於いては、當分の間尚教科書は必要である、といふのが有力であつた。

二・修身（公民）教科書の教材についての意見
協議會では、從來の修身教科書の教材で、廢して置きたいもの、児童

の生活や心理に無遠ざかと思はれるもの及び將來の公民教科書にとり入れたい教材が議題とせられたが、ここでは、これらに對する意見を今後採用すべき教材といふ觀點からとりまとめて列舉することにする。

(一) 従來の教科書は、徳目中心、人物中心であつたが、今後は討議する材料としての教材が必要である。

(二) 公民教科書には、もつと年代や統計などを入れて、具体性、科學性を持たせる趣にしたい。一例へば登場人物の年代や活動の場所などを明かにする。

(三) こういふ道徳だからそれを行ふ、といふのでなしに、子供が自發的に考へ、よいものを身を以て行つてゆく態度を養ふ教材。一例へば、二宮尊徳、野口英世、等。

(四) 異に高學年では讀むだけで爲になるやうなものを入れてほしい。

(五) 「一完成された個人」よりも、あらゆる困難を克服してやつてゆく、といふ強い積極性のある教材。

(六) ダバオ開拓の父、高田屋彌兵衛等、の教材。

9

- (七) 耐乏的教材。
- (八) 公民生活の具体相があらはれてゐる教科書。
- (九) 漫畫的教材。
- (十) 紙芝居的教材。
- (十一) 漢文の低學年には美しい繪などを入れたい。
- (十二) 藝術的な文章。

8

- (十三) 課を少くし、一問題について十分研究・討議してから進みうる様にしたい。

三、修身（公民）教科書の形態についての意見

將來の公民教科書はどういふ形態のものがよいか、又何か新しい形態が考へられないか、といふ議題についての意見に次の様なものがあつた。

(一) 従來の教科書は丁寧過ぎた。簡潔で重點的に詮釋せられたものを望む。

四

(二) 将來の教科書は手引式のものでありたい人の傳記を中心には綴書したものとするのがよい。

(三) 将來の公民教科書は、低學年には繪本式のものとし、高學年には傳記を美しくし、又いつも持つて歩ける本なものにしてほし。

(四) 義理を悉くし、又いつも持つて歩ける本のものにしてほし。

、教師用書についての意見

(一) 教師用書の必要性の有無については、不必要を主張したものは全くなかつた。曰く、

(1) 児童用書を作る場合も、又作らない場合も、是非必要である。

(2) 殊に、現在、教師の質が低下してゐるから必要である。

(3) 教育に対する教育者の考へ方がはつきりしてゐない現在に於いて特に必要である。

(二) 教師用書の内容について次の要望があつた。

(1) 教師用書は、「読んで子供に傳へる」ためのものだけでなく、教師自らが修養し、向上してゆく助けとなるものであります。

(2) 生活指導を六年まで見透した教材系統の表を作られたい。各學年

で、それ以前に何を習つたか、が一目で判る様にしてもらひたい。五、その他の意見

以上の外に専次の様な意見があつた。

(一) 修身教授は、修身教科書を教授するといふことを第一としないで児童の生活そのものを指導するといふことを根本とすべきである。

(二) 児童の道德生活のみだれは、家庭のみだれから来るものが多い。よつて、家庭の者にも新しい教科書によつて指導し、その道德的向上を図るべきである。

(三) 児童用教科書がない場合は、課外讀本の様なものを作つてほし。又そうちしたものの使用を認められたい。

(四) 中等學校では、生徒用公民教科書はあつた方がよい。而してその形式は自分で研究できる様なものであります。從て厚いものがよい。